

山梨県公報

第千六百九十七号

平成十八年

九月七日

木曜日

目次

○救急病院等の申出の撤回の届出	六六九
○救急病院等の認定	六六九
○廃川敷地等	六六九
○県代行市町村道改築工事の完了	六六九
○道路の区域変更(三件)	六七〇
○道路の供用開始	六七一
○道路の路線名の変更	六七一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	六七二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定	六七二
○平成十八年度製菓衛生師試験の実施	六七六
○大規模小売店舗の所在地及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出	六七七
人事委員会	
○公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則	六七八

告示

山梨県告示第四百六十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急病院から同項の申出の撤回の届出があった。

平成十八年九月七日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 山本 栄彦

名称	所在地
----	-----

医療法人康麗会 山梨峡東病院

笛吹市石和町市部八百九番の一

二 撤回年月日

平成十八年六月三日

山梨県告示第四百六十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
医療法人康麗会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番一

二 認定期間

平成十八年六月三日から平成二十一年六月二日まで

山梨県告示第四百六十五号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 河川の名称 富士川水系 琴川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年九月七日

三 廃川敷地等の位置 山梨市牧丘町千野々宮字坂ノ下八十三の一番地先から九十番地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量 五百四十八・三三平方メートル

山梨県告示第四百六十六号

過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成十二年政令第七十五号)第七条第二項の規定に基づき、市町村道の改築に関する工事が完了するので、次のとおり告示する。

平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

路線名	工事区間	工事の種類	完了年月日
大須成岩間線	南巨摩郡身延町大字手打沢字大川向七八〇番の一地先から南巨摩郡身延町大字大塩字番場五〇番の一地先まで	改良	平成十八年九月八日

山梨県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十八年九月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 台ヶ原長坂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市白州町大字台ヶ原字屋敷二二七七番の一地先から北杜市白州町大字台ヶ原字中台三三二〇番の三三三三番地先まで	一〇・五 二二〇・五	五・〇 一一・五	三三三・六	三三三・六

山梨県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年九月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年九月七日

- 一 道路の種類 県道

山梨県知事 山本 栄彦

- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲州市大和町大字木賊字棚沢七〇五番の一地先から甲州市大和町大字木賊字棚沢七〇五番の一地先まで	一一・二 四七・八	九・五 二二・八	一〇八・五	一〇八・五
甲州市大和町大字木賊字棚沢六六五番の三地先から甲州市大和町大字木賊字棚沢六六三番の一地先まで	一六・六 三三二・〇	一一・四 一七・二	九五・〇	九五・〇

山梨県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成十八年九月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町大字朝日小沢字宮脇五九五番の一地先から大月市猿橋町大字朝日小沢字宮脇五九二番の一地先まで	四・四 一一・六	二・〇 六・〇	四八・〇	四八・〇

大月市猿橋町大字朝日小沢字漆原一八一番の一地先から 大月市猿橋町大字朝日小沢字漆原一七一番の一地先まで		旧 八・四〇 一四・〇	新 一一・〇〇 三二・〇〇	八七・〇 八七・〇
--------------------------------------------------------	--	-------------------	---------------------	--------------

山梨県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年九月二十八日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井河原八田線	笛吹市大字石和町砂原字青木九四番地先から 笛吹市大字石和町河内字宮窪一三四番地先まで	二四〇・〇	平成十八年九月七日

山梨県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。
平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

路線番号	新旧の別	道路の種類	路 線 名	備 考
719	旧	県道	河口湖芦川線	
36	新	県道	笛吹市川三郷線	
	旧	県道	笛吹市川三郷線	

新 県道 富士河口湖芦川線

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 申請のあった年月日 平成十八年八月二十二日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 甲斐道楽
 - 代表者の氏名 永田八洲
 - 主たる事務所の所在地 韮崎市穴山町三千八百八十二番地一
 - 定款に記載された目的
この法人は、全国の人を対象に、山梨の優秀な資源を発掘し、全国に向けてインターネットWebサイトを活用した情報発信をすることによって、「山梨の豊かさ」を提供すると同時に、都市と農村の交流を推進して、山梨県内地域の活性化と振興に寄与する。
- 縦覧期間 平成十八年八月二十三日から同年十月二十二日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第四十八条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
平成十八年九月七日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
訪問看護ステーションにん	上野原市上野原二四二四番	一九六二〇九〇〇一三	訪問看護	平成十八年二月一日

望月クリニツ	望月クリニツ	望月クリニツ	中央市豊富居宅介護支援事業所	シルクの里ヘルパーステーション	シルクの里ヘルパーステーション	シルクの里ヘルパーステーション	「らくえん」	くるみ訪問看護ステーション	あすなろデイサービスセンター陽だまりの家	じん・上野原
甲府市塩部四丁目一六番二号	甲府市塩部四丁目一六番二号	甲府市塩部四丁目一六番二号	中央市大鳥居三八六番地	中央市大鳥居三七三八番地一	中央市大鳥居三七三八番地一	中央市大鳥居三七三八番地一	中巨摩郡玉穂町極楽寺七四八番地	甲斐市玉川五三番地二	南アルプス市寺部二一八八番地一	地一センチユリーマンション一階
一九一〇一一五	一九一〇一一五 一二八	一九一〇一一五 一二八	一九七二二〇〇 〇二二	一九七二二〇〇 〇一四	一九七二二〇〇 〇一四	一九七二二〇〇 〇一四	一九七〇八〇〇 九六五	一九六一七九〇 〇七六	一九七一六〇〇 三八〇	
居宅療養管理指	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問看護(みなし)	居宅介護支援	居宅介護支援	通所介護	訪問介護	短期入所生活介護	訪問看護	通所介護	
平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年二月二十日	平成十八年二月二十日	平成十八年二月二十日	平成十八年二月二十日	平成十八年二月二日	平成十八年二月二日	平成十八年二月一日	

本栖診療所	精進診療所	精進診療所	精進診療所	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	科 樂々堂整形外	ク
南都留郡富士河口湖町本栖二四番地	南都留郡富士河口湖町本栖二四番地	南都留郡富士河口湖町本栖二四番地	南都留郡富士河口湖町本栖二四番地	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	富士吉田市上吉田一六六番地の五	丁目一六番二号
一九一三三〇 七四四	一九一三三〇 七三六	一九一三三〇 七三六	一九一三三〇 七三六	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一九一三三〇 〇七四	一二八
訪問看護(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	居宅療養管理指導(みなし)	訪問リハビリテーション(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	導(みなし)
平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	一日

本栖診療所	本栖診療所	富士ヶ嶺診療所	富士ヶ嶺診療所	細田眼科医院	細田眼科医院	細田眼科医院	あいざわ歯科 クリニック
三一八番地	南都留郡富士 河口湖町本栖 三一八番地	南都留郡富士 河口湖町本栖 三一八番地	南都留郡富士 河口湖町富士 ヶ嶺一二二二番地	甲斐市長塚一 二番地一	甲斐市長塚一 二番地一	甲斐市長塚一 二番地一	甲府市小瀬町 一一四三番地
	一九一三二〇 七四四	一九一三二〇 七四四	一九一三二〇 七五一	一九一七二〇 五〇五	一九一七二〇 五〇五	一九一七二〇 五〇五	一九三〇一一三 二一〇
	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問リハビリテ ーション(みな し)
	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日

あいざわ歯科 クリニック	甲府市直営上 九一色診療所	甲府市直営上 九一色診療所	甲府市直営上 九一色診療所	緑の村岡山歯 科医院	緑の村岡山歯 科医院	緑の村岡山歯 科医院	精進歯科診療 所
甲府市小瀬町 一一四三番地 三	甲府市古閑町 一一七四番地	甲府市古閑町 一一七四番地	甲府市古閑町 一一七四番地	南都留郡富士 河口湖町富士 ヶ嶺一一〇九 番地一八	南都留郡富士 河口湖町富士 ヶ嶺一一〇九 番地一八	南都留郡富士 河口湖町富士 ヶ嶺一一〇九 番地一八	南都留郡富士 河口湖町本栖 字ドウジバ二 二四番地
一九三〇一一三 二一〇	一九三〇一一三 二二八	一九三〇一一三 二二八	一九三〇一一三 二二八	一九三三三〇〇 五〇一	一九三三三〇〇 五〇一	一九三三三〇〇 五〇一	一九三三三二〇 四七六
居宅療養管理指 導(みなし)	訪問看護(みな し)	訪問リハビリテ ーション(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問看護(みな し)	訪問リハビリテ ーション(みな し)
平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日	平成十八年三月 一日

本栖歯科診療所	本栖歯科診療所	富士ヶ嶺歯科診療所	富士ヶ嶺歯科診療所	富士ヶ嶺歯科診療所	富士ヶ嶺歯科診療所	本栖歯科診療所	本栖歯科診療所	本栖歯科診療所	ヘルパーステーション花みずき
南都留郡富士河口湖町本栖三ー八番地	南都留郡富士河口湖町本栖三ー八番地	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺二二二二番地	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺二二二二番地	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺二二二二番地	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺二二二二番地	南都留郡富士河口湖町本栖三ー八番地	南都留郡富士河口湖町本栖三ー八番地	南都留郡富士河口湖町本栖三ー八番地	甲府市上石田一丁目三番二八号
一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九三二二二〇	一九七〇一〇二〇七三
訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護
平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日

甲府市中道デイスター	甲府市上九一色デイスター	居宅介護支援事業所ゆたか	デイサービス福栄荘	豊前医化株式会社	佐野外科医院	佐野外科医院	佐野外科医院	豊富歯科診療所	豊富歯科診療所	豊富歯科診療所
甲府市下向山町九一〇番地	甲府市古閑町一一七四番地	中巨摩郡昭和町河西一〇三番地	南アルプス市飯野四一七〇番地一〇	中央市乙黒一〇七番地六	甲府市青沼二丁目二二番四号	甲府市青沼二丁目二二番四号	甲府市青沼二丁目二二番四号	中央市大鳥居三六七六番地	中央市大鳥居三六七六番地	中央市大鳥居三六七六番地
一九七〇一〇二〇八一	一九七〇一〇二〇九九	一九七〇八〇〇九八一	一九七一一六〇〇三九八	一九七二二二〇〇三〇	一九一〇一一五一一	一九一〇一一五一一	一九一〇一一五一一	一九二二二二〇〇一三八	一九二二二二〇〇一三八	一九二二二二〇〇一三八
通所介護	通所介護	居宅介護支援	通所介護	福祉用具貸与	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)	訪問看護(みなし)
平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月一日	平成十八年三月三日	平成十八年三月三日	平成十八年三月三日	平成十八年三月六日	平成十八年三月六日	平成十八年三月六日

中山医院	北杜市小淵沢町四〇七番地	一九一一年九月〇二〇五	訪問看護(みなし)	平成十八年三月十五日
中山医院	北杜市小淵沢町四〇七番地	一九一一年九月〇二〇五	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年三月十五日
中山医院	北杜市小淵沢町四〇七番地	一九一一年九月〇二〇五	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年三月十五日
尾根進藤医院	北杜市小淵沢町二〇八六番地	一九一一年九月〇二一三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年三月十五日
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三九五四番地	一九一一年九月〇一九六	訪問看護(みなし)	平成十八年三月十五日
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三九五四番地	一九一一年九月〇一九六	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年三月十五日
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三九五四番地	一九一一年九月〇一九六	短期入所療養介護(みなし)	平成十八年三月十五日
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三九五四番地	一九一一年九月〇一九六	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年三月十五日
北杜市立甲陽病院	北杜市長坂町大八田三九五四番地	一九一一年九月〇一九六	介護療養型医療施設	平成十八年三月十五日
有賀歯科医院	北杜市小淵沢町一〇三〇番地	一九三一年九月〇一九三	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年三月十五日

有賀歯科医院	北杜市小淵沢町一〇三〇番地	一九三一年九月〇一九三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年三月十五日
八ヶ岳星と虹歯科診療所	北杜市小淵沢町一〇一九八番地二	一九三一年九月〇二〇一	訪問看護(みなし)	平成十八年三月十五日
八ヶ岳星と虹歯科診療所	北杜市小淵沢町一〇一九八番地二	一九三一年九月〇二〇一	訪問リハビリテーション(みなし)	平成十八年三月十五日
八ヶ岳星と虹歯科診療所	北杜市小淵沢町一〇一九八番地二	一九三一年九月〇二〇一	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年三月十五日
八ヶ岳訪問看護ステーション	北杜市長坂町大八田三九五四番地	一九六一年九月〇〇三一	訪問看護	平成十八年三月十五日
八ヶ岳訪問看護ステーション	北杜市長坂町大八田三九五四番地	一九六一年九月〇〇三一	居宅介護支援	平成十八年三月十五日
訪問介護ゆたか	中巨摩郡昭和町河西一〇三番地	一九七〇年八月〇九七三	訪問介護	平成十八年三月十五日
あすなろデイサービス小笠原センター	南アルプス市小笠原四〇三番地一	一九七一年六月〇四〇六	通所介護	平成十八年三月十五日
あすなろデイサービス小笠原センター	南アルプス市小笠原四〇三番地一	一九七一年六月〇四一四	通所介護	平成十八年三月十五日
ヘルパーステーション風見鶏	甲斐市玉川五三番地二コ一ボ桂五号	一九七一年七月〇一六四	訪問介護	平成十八年三月十五日

小淵沢通所介護事業所	北杜市小淵沢町六二六六番地	一九七一九〇〇 二一〇	通所介護	平成十八年三月十五日
小淵沢居宅介護支援事業所	北杜市小淵沢町六二六六番地	一九七一九〇〇 二二八	居宅介護支援	平成十八年三月十五日
デイサービスひまわり	甲斐市竜王新町二〇五七番地一二	一九七二七〇〇 一七二	通所介護	平成十八年三月十六日
こまの薬局	南アルプス市吉田一二五五番地一	一九四一六一〇 四九三	居宅療養管理指導(みなし)	平成十八年三月二十七日
介護付有料老人ホームヴィレッタ甲府	甲府市下飯田二丁目二番地三〇	一九七〇一〇二 一一三	特定施設入居者生活介護	平成十八年三月三十一日

● 平成十八年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号) 第四条第一項の規定により、平成十八年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成十八年九月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

平成十八年十一月二十一日(火) 午前九時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室(舞鶴城公園内)

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者(旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者(学校教育法第四十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の提出方法

住所地を所管する保健所に提出すること。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課に提出すること。

六 受験願書の受付期間

平成十八年十月二日(月)から同月六日(金)までの毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同月六日までの消印のあるものは有効とする。

七 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有することを証明する書類
- 4 写真(出願前六月以内に撮影した名刺型(縦九センチメートル、横五・五センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものの)一枚
- 5 製菓衛生師試験基準(平成十二年六月二十七日厚生省告示第二百七十号)により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類
- 八 受験手数料
九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、

消印はしないこと。）

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

九 合格者の発表

平成十八年十二月一日（金）午前十時に県庁東側及び県内各保健所の掲示板並びに県ホームページにおいて受験番号で発表する。

十 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの保健所又は山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五―二三三―一四九〇）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の所在地及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年一月七日まで縦覧に供する。
平成十八年九月七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 富士急行株式会社 代表取締役 堀内光一郎

2 住所 富士吉田市上吉田二丁目五番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 富士吉田富士急ターミナルビル

(二) 所在地 富士吉田市上吉田二丁目五番一号

2 変更した事項

変更事項	変更後の名称又は氏名	変更後の所在地又は住所
大規模小売店舗の名称及び所在地	富士吉田富士急ターミナルビル	富士吉田市上吉田二丁目五番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社富士急百貨店 代表取締役 島山建二 有限会社クックプロ 代表取締役 富士吉田市上吉田三千六百六十	静岡県沼津市大手町三丁目二番一号

締役 羽田高志

四番地の一

エフヴィネット株式会社 代表取締役 深堀四郎

埼玉県所沢市南永井八百六十七番地の一

株式会社大和水産 代表取締役 山口修

東京都豊島区南池袋二丁目二十八番十三号

株式会社オーエムツーミート 代表取締役 大越勉

東京都港区芝大門二丁目四番七号

株式会社オーエムツーデリカ 代表取締役 野崎邦守

東京都港区芝大門二丁目四番七号

株式会社バンデロール 代表取締役 杉山裕将

静岡県沼津市今沢水上四百二十番地一

有限会社ベルアイスクリーム 代表取締役 青木一徳

都留市桂町九百三十四番地の六

株式会社ピーターパンコモコ 代表取締役 浦邊正記

東京都新宿区新宿二丁目三番十号

株式会社ファイブフォックス 代表取締役 上田稔夫

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目十八番十一号

株式会社アライ 代表取締役 新井旭

甲府市住吉三丁目十八番十一号

株式会社セイジョー 代表取締役 塚本厚志

東京都世田谷区成城六丁目十六番七号

株式会社麦の穂 代表取締役 廣田雄二

大阪府大阪市北区天神橋二丁目二番十号

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地の二

株式会社さが美 代表取締役 二谷貴夫

神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目二番十一号

上原一郎

都留市中央二丁目五番三号

株式会社ウイングロード 代表取締役 小口弘明	東京都中央区築地三丁目五番四号
アサダ株式会社 代表取締役 浅田裕昌	静岡県三島市緑町十八番九号
株式会社タツミヤ 代表取締役 指田務	東京都八王子市暁町一丁目三十三番十三号
有限会社ケイ 代表取締役 渡辺直平	富士吉田市上吉田二丁目五番一号
相馬博	南都留郡富士河口湖町船津四千九百十四番地の一
有限会社アマノ 代表取締役 天野透	富士吉田市下吉田八百二十四番地
金丸ヒデ子	南都留郡山中湖村山中二百四十八番地の一
株式会社三城 代表取締役 多根裕詞	東京都中央区銀座二丁目七番十七号
株式会社ゴトー 代表取締役 後藤行宏	静岡県沼津市緑が丘十番地の一
株式会社良品計画 代表取締役 松井忠三	東京都豊島区東池袋四丁目二十六番二号
有限会社丸沢洋品店 代表取締役 小澤淳市	静岡県沼津市大手町五丁目八番六号
株式会社エンチョー 代表取締役 遠藤建夫	静岡県富士市中央町二丁目十二番十二号
株式会社フジカラーフォトセンター 代表取締役 白須總一郎	静岡県三島市中島百九十九番地の一
有限会社ライフ 代表取締役	埼玉県さいたま市緑区栗山二丁目

中村哲夫	目三十三番八号二二〇七
株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸博司	東京都板橋区板橋三丁目九番七号

3 変更の年月日
平成十八年三月三十一日
三 届出年月日
平成十八年八月二十四日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十八号

公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則を次のように定める。
平成十八年九月七日

山梨県人事委員会
委員長 浅井和夫

公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

公平委員会の事務を山梨県に委託した地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十三号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成十八年八月一日から適用する。